

☆視覚障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



視覚障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、視覚障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点*¹として整理し、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①－１ 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

***見えにくさを補うことができるようにするための指導を行うために**

- 例) 視覚補助具の効果的な活用 他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成
 見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

***視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行うために**

- 例) 状況等の丁寧な説明 観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用
 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長
 体育等における安全確保 等

①－２ 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

***見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行うために**

- 例) 聞くことで内容が理解できる説明や資料 拡大コピー
 拡大文字を用いた資料
 触ることのできないもの（遠くのもの動きの速いもの等）を確認できる模型
 や写真等
 視覚障がいを補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障（画面拡大、色の調整、読み上げソフトウェア等）

①-2-2 学習機会や体験の確保

***見えにくさからの概念形成の難しさを補うために**

- 例) 実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。
 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れられないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。
 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①
教育内容・方法

* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章 2 「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例) 自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。
 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作り
 見えにくいときに、自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。
 視覚に障がいがある子ども等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②
支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（視覚障がい）のセンター的機能の活用
 弱視特別支援学級等の専門性を活用
 眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かす
 点字図書館等の地域資源の活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 例) 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。
 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

*** 校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備するために**

- 例) 廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保
 分かりやすい目印
 段差等を明確に分かるようにして安全を確保する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 見えやすいように環境を整備するために**

- 例) まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等）
 必要に応じて教室に拡大読書器を設置する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 避難経路に明確な目印や照明を設置する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス*²を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。